

平成28年度柏崎市社会福祉協議会事業計画

【基本方針/重点項目】

○基本方針

我が国では、緩やかな景気回復の兆しも見えつつあるが、一方では非正規雇用者や生活保護世帯が増加するなど、所得格差の拡大と貧困層の増加が懸念されている。

また、地域コミュニティの変容を背景に、買い物困難者など新たな地域福祉課題の顕在化、病気や困窮など複合的なニーズを抱える要援護者等の社会的孤立、公的制度やサービスだけでは拾いきれない多様な生活課題、福祉ニーズへの対応が全国的な課題となっている。

そこで、地域福祉推進の中核的団体である本会では、計画期間の最終年度を迎える第二次地域福祉活動計画の検証と評価を行い、第三次地域福祉活動計画の策定に取り組むこととし、地域住民や行政、関係機関等と共通の目標と役割分担を定め、それぞれの協働のもとに、多様な生活課題・福祉ニーズに対応するための事業を計画策定する。

特に、制度の狭間にある人々への支援は本会の使命であり、生活困窮者自立支援事業を始め、ひきこもり者への支援、障がい者等の地域生活への移行や生活困窮者の一時的な住居の確保を目的とした地域移行等支援事業（アパート借上げ事業）、市民後見人の養成や活動の支援、買い物から除雪に至るまで日常生活全般を支援する新たなサービスの検討を行い、ともに支え、ともに生きる福祉のまちづくりの展開に努める。

在宅福祉サービス事業においては、介護報酬改定により厳しい経営状況が続いているが、利用者のQOL（生活の質）向上に繋がるサービス提供ができるよう、実施結果を検証しながら必要に応じて内容の見直しを図るとともに、経営資源の効果的な配分に努め、事業の安定的な継続を目指す。

また、平成29年度から本格実施予定の介護予防・日常生活支援総合事業を見据えて、高齢者の利用者ニーズに沿ったサービスを拡充するなど、積極的に新規事業の推進を図っていく。

さらに、社会福祉法人として、運営に関係機関、福祉団体や障がい者等の当事者、地域の代表者から積極的な参画が得られる体制の確保に努めるとともに、市民に対し、事業内容や財務諸表の公表を行うなど、透明性の高い法人経営に努める。

○法人運営部門（総務課）

「経営基盤の強化と組織ガバナンス強化に向けた組織体制の整備」

法人運営部門では、経営基盤の強化を目的に、財源、人材、設備、情報を有効活用し、法人内の総合調整を図り、効果的、効率的な法人経営に努めるとともに、住民ニーズに基づいた社協らしい価値ある事業の更なる発展、充実を目指し、事業の効果的な実施に向けた組織体制の整備に努める。特に本会の課題となっている扇町介護保険事業センターの老朽化については、建物のあり方等を検討し、長期的視野に立った今後の方針を策定する。

また、「組織は人なり」を基本コンセプトとして、本会で働く一人ひとりの職員が、仕事を通じて成長し、よろこびや生きがいを感じられるよう、ワーク・ライフ・バランスに配慮した職場環境の整備に努める。

○総務課重点項目（総務係・経理係）

- ・ 組織ガバナンス、情報管理体制の強化
- ・ 改正社会福祉法への対応に向けての情報収集と対策
- ・ 扇町介護保険事業センターに係る中長期計画の策定
- ・ 安心して意欲的に働ける職場環境の整備
- ・ 魅力ある社協マンの育成

1 経営基盤の強化に向けた組織体制の整備

（1）組織ガバナンス、情報管理体制の強化

- ① 特定個人情報を含む個人情報の取り扱い、保管、管理 **（新規）**
- ② 内部監査等による統制環境の構築並びに誤謬及び不正の防止
- ③ ホームページ及び福祉のひろばによる事業内容及び財務諸表等の公表
- ④ 苦情・要望等から業務改善策等を検討する第三者委員会の開催

（2）改正社会福祉法対応に向けての情報収集及び対策

- ① 厚労省ホームページや新聞等、情報ツールの活用
- ② 県内外研修会への参加

（3）安心して意欲的に働ける職場環境の整備

- ① ワーク・ライフ・バランスへの配慮
 - ア 計画的な有給休暇の取得促進
 - イ 育児休業・介護休業制度等の周知と取得の促進
 - ウ 休業・休職に対する各種助成制度の活用支援
- ② 心と体の健康支援
 - ア 定期健康診断の実施による健康障害の早期発見、要精密検査者への受診勧奨の実施
 - イ 衛生委員会における健康障害防止対策及び安全衛生活動の推進
 - ウ 心の健康に関する研修の実施等、メンタルヘルス対策の推進
 - エ ストレスチェックの実施体制の整備 **（新規）**
- ③ 高齢者・障がい者雇用等の推進

（4）魅力ある社協マンの育成

- ① 優秀な人材の確保・育成
 - ア 育成面接による目標管理、業務管理等人事考課制度の効果的運用
 - イ キャリアパス・研修体制の構築
 - ウ 外部組織・団体との交流研修
 - エ 国家資格等取得の奨励及び助成
- ② 内部登用制度の充実
 - ア 国家資格等有資格者の正職員への登用促進
 - イ 非常勤職員から常勤職員へのステップアップの奨励

2 介護報酬請求及び各種申請、届出等に関する事務の実施

- (1) 介護報酬・利用者負担金等の請求管理・入金管理の徹底
- (2) 各種届出書の作成・提出
- (3) 契約書、重要事項説明書等の管理

3 扇町介護保険事業センター建物のあり方に係る中長期計画の策定 **(新規)**

各課が協働して、その対策を検討し、中長期計画を策定する。

4 社会福祉協議会の会務運営

- (1) 理事会の開催（5月、9月、12月、3月、他随時開催）
- (2) 評議員会の開催（5月、3月、他随時開催）
- (3) 三部会（総務部会、地域福祉部会、在宅福祉サービス部会）及び正副会長三部会長会議の開催
- (4) 役員研修の実施
 - ① 新潟県民福祉大会/先進地視察研修会
 - ② 各種研修会への積極的参加

5 会員会費制度の実施

- (1) 会員加入率の向上促進
- (2) 会員制度の推進
 - ① 一般会員（世帯、一口500円）
 - ② 賛助会員（福祉団体・施設職員等、一口500円以上）
 - ③ 特別会員（事業所等、一口5,000円以上）

6 社会福祉協議会長表彰の実施

- (1) 功労者表彰の実施
- (2) 福祉活動等功労者の顕彰と市民に対する住民福祉活動の啓蒙

7 柏崎市共同募金委員会への協力

10月～12月実施の赤い羽根共同募金への協力

8 日本赤十字社柏崎市地区への協力

日赤社費取りまとめへの協力

○地域福祉推進部門（地域福祉課）

「ともに支え合い、誰もが安心して自分らしく過ごせる地域づくりの推進」

すべての人がその人らしく、安心して生活することができる福祉のまちづくりを目的に、地域住民や福祉活動団体、行政や専門機関等と協働して、地域福祉を計画的に推進するために、共通の目標と役割分担などを定めた第二次地域福祉活動計画が計画期間の最終年度を迎えることから、これまでの実施状況を踏まえ、第三次地域福祉活動計画の策定に取り組む。

また、日常生活自立支援事業や成年後見制度普及啓発事業を通し、高齢者や障がい者が地域で安心して暮らすことのできる権利擁護事業を展開するとともに、※市民後見人養成講座修了者から本会が行う法人後見に協働参画していただき、併せて今後の自立に向けた体制づくりを支援する。

生活困窮者自立支援事業においては、自立相談支援、家計相談支援、就労準備支援に加え、新たに学習支援事業にも取り組む。

施設や病院等に長期間入所・入院する障がい者等に対し、アパート生活の体験機会を提供することにより、退所・退院への意欲を高め、地域生活への移行準備を支援するとともに、生活困窮者の一時的住宅確保を目的とした地域移行等支援事業を継続する。

さらに、多様な生活課題の解決、福祉ニーズの充足に向けて、地域ケア会議等への参加や関係機関との連携を強化し、生活課題の把握に努め、住民相互の見守り活動や誰もが気兼ねなく立ち寄れる地域の居場所づくりを支援するとともに、生活支援サービスの企画・立案等を行い、地域住民や関係機関等と協働して、住民一人ひとりの顔や暮らしが見える日常生活圏域を単位とした、支え合い体制の強化、拡大に繋げる。

※市民後見人とは、認知症や精神障がいなどで判断能力が不十分になった人を支援するため、家庭裁判所から選任された地域の一般市民のこと。本人に代わって、「財産管理」や介護施設の入居手続きなどの「身上監護」を行う。

○地域福祉課重点項目（地域福祉係・生活支援係）

- ・ 第三次地域福祉活動計画策定に向けての取り組み
- ・ 生活困窮者自立支援事業等の相談支援体制の充実・強化
- ・ 市民後見人の活動を支援する環境整備と体制強化
- ・ 生活課題の把握と生活支援サービスの企画・立案
- ・ 日常生活圏域（概ね小学校区）における住民同士の見守りや支え合い活動の推進

1 第三次地域福祉活動計画策定

- (1) 地域福祉活動計画策定委員会の開催
- (2) 住民懇談会、関係機関団体とのヒアリングの実施
- (3) 地域福祉研修会の開催

2 生活困窮者自立支援事業実施計画

- (1) 生活困窮者自立支援事業の受託
 - ① 困窮者からの相談及び包括的に対応する自立相談支援事業の実施
 - ② 家計相談支援事業、就労準備支援事業
 - ③ 学習支援事業の実施 **(新規)**

教員 OB や大学生等の協力を得て、生活保護受給世帯やひとり親世帯の子どもたちへの学習支援を行う体制を整備する。いずれは、協力者の組織化を目指し、幅広く生活困窮者自立支援事業の取り組みに協力してもらえる理解者を増やしていく。
 - ④ 引きこもり、孤立ケース等の相談、援助
- (2) 生活福祉資金貸付事業の受託
- (3) 自殺予防のための相談支援体制の構築
 - ① 保健所及びハローワークと協働によるワンストップ総合相談会の開催
 - ② 関係機関との連携

3 日常生活自立支援事業実施計画

- (1) 日常生活自立支援事業の推進
 - ① 利用者個々の生活にあったアセスメントとサービスの提供
 - ② 虐待ケースの相談、援助
 - ③ 地域包括支援センターや地域生活支援センター、居宅介護支援事業所等の連携
 - ④ 新潟県社会福祉協議会及び基幹社協である長岡市社会福祉協議会との連携

4 成年後見制度事業実施計画

- (1) 成年後見制度普及啓発事業の受託
 - ① 親族の申し立て手続きの代行
 - ② 市長申立の手続きの支援
 - ③ 広報紙による周知
- (2) 市民後見人の養成
 - ① 市民後見人養成講座の開催
 - ② 市民後見人の活動バックアップ **(新規)**

市民後見人養成講座修了者が、後見人としてのスキルを身につけていくために、本会が行う法人後見事業に参画していただくとともに、修了者が自立した活動を行えるような体制づくりに向けて支援する。

5 法人後見事業実施計画

- (1) 本会としての法人後見の受任
- (2) 法人後見運営委員会の開催

6 地域移行等支援事業実施計画

- (1) アパート生活を通しての社会生活体験機会の提供
 - ① 施設や病院に長期間入所・入院する障がい者等の地域生活への移行準備
 - ② 生活困窮者等の緊急的な支援としての活用

7 生活課題の把握と生活支援サービス実施計画（新規）

(1) 地域福祉活動拠点としての支所機能強化

① 西山支所

- ア コムサロン（買い物支援付きサロン）の実施
- イ 子育てサロンの実施
- ウ 健康づくり増進のための笑いヨガ講習会を実施
- エ 生活習慣病予防、自殺予防をテーマとした講座の実施

② 高柳支所

- ア ふれあいサロン開設及び買い物支援付きサロンの検討
- イ 健康づくり増進のための笑いヨガ講習会を実施

(2) 障がい者の地域活動支援、就労活動支援事業等の検討

障がい者が置かれている状況に鑑み、就労・社会参加の場の創設に向けて検討する。

8 地域福祉推進事業実施計画

(1) 相談支援体制の充実

① 地域福祉活動専門員等（CSW）による地域支援

(2) 第二次地域福祉活動計画に沿った事業の展開と進捗管理

① 地域リーダーの育成及び支援

- ア 地区福祉組織、ふれあいサロン運営者研修会
- イ 支え合い活動と財源確保の支援

地区福祉組織活動助成、ふれあいサロン活動助成、福祉団体等活動助成、共同募金配分金等

② 日常生活におけるネットワークづくりと生活課題の把握

- ア 行政、関係機関、民生・児童委員、地域住民との懇談会の開催
- イ 各種ケア会議等への参加

③ 日常生活での見守り、助け合いの仕組みの構築

- ア 地区福祉組織、ふれあいサロンの立上げ及び運営支援

(3) ふれあい総合相談所の設置

相談区分	相談実施日	時 間
心配ごと相談	毎週月・火・木・金曜日	午前9時～正午
法律相談	毎月第1・第3火曜日	午後1時～午後3時
司法書士相談	毎月第4木曜日	午後1時～午後3時
税金相談	偶数月第2木曜日	午後1時～午後3時
行政書士相談	奇数月第3木曜日	午後1時～午後3時

① 市内相談機関との連携・協力・意見交換会の開催

(4) 広報・啓発活動

① 広報イベントの開催

「わいわいがやがやフェスティバル」「西山フェスティバル」「おもちゃフェスティバル」の開催

② 広報紙『福祉のひろば・ボランティア情報紙「Fun ファン Fan」』の年6回発行

「見やすく」「おもしろく」「わかりやすく」市民と福祉をつなぐ広報づくりを目指す。

③ 学生と協働によりホームページやSNS等を活用した地域福祉・ボランティア情報の発信

- ④ 福祉センター内にボランティア情報コーナーの設置
- ⑤ 社協名入れカレンダー贈呈による社協事業の PR
- (5) 福祉団体等への活動支援
 - ① 柏崎市老人クラブ連合会
 - ② 柏崎市手をつなぐ育成会
 - ③ 柏崎市母子寡婦福祉やまゆり会
 - ④ 柏崎市ボランティア連絡協議会
 - ⑤ その他福祉関係団体

9 ボランティアセンター運営事業実施計画

「ボランティア活動への参加は、市民自らが地域の生活課題に気づき、社会の関心を高めていく」ことに繋がるという理念のもと、ボランティアセンターは、社協の最前線で、地域の生活課題を地域に提起し続けることを重点取組課題とし、多種多様な団体・個人とのネットワークの拡大、福祉教育・ボランティア活動の推進、災害支援体制の整備に努める。

- (1) 運営体制の充実
 - ① ボランティアコーディネーターの配置
 - ② ボランティアセンター運営委員会の開催
 - ③ ボランティアセンター運営委員先進地視察
- (2) 福祉課題・生活課題の把握及び関係機関とのネットワークづくり
 - ① 地区民生委員協議会、地域ケア会議等への参加
 - ② 生活支援サービスに関する研究・検討
 - ③ 企業の社会貢献活動(CSR 活動)の促進を支援
- (3) ボランティア活動相談支援
 - ① ボランティア活動を希望する個人・団体への相談及び支援
 - ② ボランティアからの支援を希望する個人・団体への相談及び支援
 - ③ ボランティア登録、ボランティア保険加入手続きの受付及び保険料の一部助成
- (4) ボランティア体験支援
 - ① ボランティアコーディネーター養成研修会
 - ② ボランティア体験月間
 - ア チャレンジボランティア
 - 夏休みに小・中・高・大学生対象に学生が体験できるボランティアプログラムの提供
 - イ 24 時間テレビチャリティ募金への協力
 - ウ 福祉施設ボランティア体験ツアーの企画
 - エ 親子ボランティア体験講座の実施
- (5) ボランティア活動へのマッチング・継続・定着に向けたフォローアップ支援
 - ① 講座受講者への定期的な情報提供の実施
 - ② ボランティア活動開始後のフォローアップ
- (6) 交流・出会い・ステップアップ支援
 - ① ボランティアのためのフリースペース（毎月開催）
 - ② ボランティア大交流会の実施

10 福祉教育推進事業実施計画

- (1) 福祉教育プログラムの周知、開催支援、講師の紹介・調整
- (2) 福祉教育サポーター養成講座
- (3) 障がい理解講座

11 災害支援活動事業実施計画

- (1) 県内外で発生する自然災害への職員派遣、ボランティアパックの企画・実施
- (2) 柏崎地域生活応援事業（除雪ボランティア事業）
 - ① 地区民協、町内会長会への事業の周知
 - ② 関係機関との情報共有・連絡会議への参加
 - ③ 除雪ボランティアセンターの設置及び運営
 - ④ 除雪ボランティアコーディネーター委嘱

12 ふれあい給食サービス事業実施計画

- (1) 毎日型給食サービスの実施
 - ① 対 象 調理が困難な 65 歳以上のひとり暮らし高齢者や障がい者世帯等
 - ② 目 的 食の確保と安否確認、孤独感の解消
 - ③ 配 達 日 年末年始及び祝日を除く毎日
 - ④ メニュー A コース 550 円（おかず、ごはん、味噌汁）
B コース 450 円（おかず）

13 指定管理事業実施計画

- (1) 柏崎市総合福祉センター
 - ① 事業内容 利用許可、設備の維持管理等、貸館事業及び社協 PR イベント、福祉講座等自主事業の実施
- (2) 柏崎市高齢者生活支援施設結の里
 - ① 事業内容 利用許可、設備の維持管理等、入居者の見守り支援（居室数 24 室：単身部屋 23 室、夫婦部屋 1 室）、交流室、調理室等の貸館事業の実施
- (3) 柏崎市高齢者用冬期共同住宅ひだまり
 - ① 事業内容 共同住宅の利用及び設備の維持管理等、入居者の見守り支援（居室数 8 室：入居期間 11 月～翌年 4 月まで）の実施
- (4) 柏崎市西山町いきいき館
 - ① 事業内容 利用許可、設備の維持管理等、貸館事業の実施

14 柏崎市児童クラブ運営受託事業実施計画

（比角第二・北条・中通・米山児童クラブ）

- (1) 対象
 - ① 留守家庭及びこれに準ずる家庭の主として小学校 1 年生から 4 年生までの児童
- (2) 目的

- ① 市の条例規則に定める時間帯において子どもに適切な遊び及び生活の場を提供する
 - ② 子どもの「遊び」及び「生活」を支援することを通して、子どもの健全育成を図る
- (3) サービスの向上
- ① 支援員の資質向上
 - ア 児童厚生員研修等への受講
 - イ 他の児童クラブへの職員派遣研修

15 共同募金配分金事業実施計画

- (1) 一般募金配分金事業
 - ① 赤い羽根パートナーミーティングの開催
 - ② 新一年生お祝い事業
 - ③ 街頭募金運動への協力
 - ④ 地区コミュニティまつりへの参加・協力と共同募金事業の PR
- (2) 歳末たすけあい募金配分金事業
 - ① おせち料理配達事業

○在宅福祉サービス事業部門（訪問事業課・介護支援事業課・通所介護事業課）

「つながる介護」 ～ 最大限の力を発揮して進化しよう ～

平成 29 年 4 月から、※「介護予防・日常生活支援総合事業」の本格的実施により、介護予防が地域支援事業に移行することから、介護保険サービス事業全体に影響が生ずることが危惧される。

訪問事業課では、高齢者の多様な生活ニーズに対応していくために、職員の資質向上を図るとともに、利用者が残された機能を最大限に活かしながら、日常生活を送れるようサービスを検討していく。

また、障がい者等の地域生活、在宅生活への支援を目的に、相談支援事業、居宅介護事業を実施しているが、就労や社会参加できる機会の確保などが課題であり、地域福祉全体の視点からも更なる検討を進めていく必要がある。

介護支援事業課では、介護が必要になった高齢者が住みなれた地域で、自分らしく生活ができるよう、地域包括支援センターと連携し、高齢者のニーズ把握を行い、住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供される柏崎地域の実態に即した※「地域包括ケアシステム」を構築する。

通所介護事業課では、機能訓練を希求する利用者ニーズに対応し、リハビリ特化型短時間デイサービス事業を、平成 27 年度に開設した赤坂山デイサービスセンターに加え、新たに、北条デイサービスセンター、シニアエクササイズ「さんわ」（市内三和町）の 2 か所に開設し、質の高い機能訓練サービスの提供に努める。

また、在宅福祉サービス事業を担う職員一人ひとりが、本会理念や法令、専門職としての職責やリスクマネジメント等を意識し、研修等を通じて、その素質向上を図る。

※介護予防・日常生活支援総合事業とは、市町村が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することで、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を目指すもの。介護保険制度の予防給付のうち訪問介護・通所介護について、市町村が地域の実情に応じた取り組みができる地域支援事業へ移行。

※地域包括ケアシステムとは、団塊の世代が 75 歳以上となる平成 37 年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供されるケアシステムのこと。

今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためのシステムの拡充がより一層求められる。高齢化の進展状況には大きな地域差が生じることから、保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくこととなる。

○訪問事業課重点項目

（訪問介護係・訪問入浴係・障害福祉サービス係・相談支援係・訪問看護係）

- ・ 利用者および家族から信頼される充実したサービスの提供
- ・ 利用者の身体機能の維持向上を目的とした、※フットケアの取り組み強化 **（新規）**

※フットケアとは、足や爪に異常があると下肢機能を低下させ、転倒リスクを高める可能性があることから、日頃から足を観察し、適切なケアをすることで、少しでも長く歩ける足を守っていくこと。

1 訪問介護事業実施計画

「自立支援」及び「生活の質」の向上を目標に、利用者が健やかで安心して在宅生活を過ごせるよう日常生活の支援に努める。

また、専門職として、確かな知識、技術を持ってサービスを提供するとともに、地域の関係職種との連携を図りながら、処遇困難ケースや中山間地域におけるサービス提供も積極的に実施し、人と人との関わりを大切にし、明るく、誠実な質の高いサービス提供に努める。

(1) サービス提供体制の充実・強化

- ① サービス提供責任者による訪問介護員へのきめ細やかな指導及び業務管理の実施
- ② 訪問手順書及びサービス提供マニュアルの定期的な見直しの実施
- ③ 介護者等に対し、療養や介護に関する相談・助言の実施
- ④ 効率的な訪問計画の作成及び稼働率の向上
- ⑤ 各関係機関との連携及びネットワークの活用

(2) 職員の資質向上

- ① 職員一人ひとりの技能に応じた研修計画の作成と実施
- ② 県内外の研修会への参加
- ③ 自己点検振り返りシートの活用

(3) 事故防止への取り組み

- ① 介護・車両事故事例、ヒヤリハット事例の収集・分析
- ② 事故防止策等、緊急時対応マニュアルの見直しの実施
- ③ 緊急時対応についての研修実施

(4) 広報活動等の実施

- ① 定期的なヘルパー情報紙の発行（年4回）
- ② 利用者・介護者へのサービス満足度調査の実施

2 訪問入浴介護事業実施計画

丁寧で迅速な対応により、安心・安全な入浴介護と心のケアを重視したサービスを提供し、高齢者、障がい者の身体の清潔保持、健康の維持・増進を図り、生活の質の向上と介護者の負担軽減を目指す。

(1) サービス提供体制の充実・強化

- ① 全身状態の確認及び状態変化の早期発見と介護者等への情報提供
- ② 介護者等に対し、療養や介護に関する助言・指導の実施
- ③ 関係機関との連携及びネットワークの構築
- ④ 障がいに応じた入浴サービスの提供

(2) 職員の資質向上

- ① 常勤会議、係内会議の開催
- ② 新任及び現任研修の充実
- ③ 県内外の研修会への参加

(3) 事故防止への取り組み

- ① 苦情対応、介護・車両事故、ヒヤリハット事例の収集・分析
- ② 事故防止策等、作業マニュアルの見直し
- ③ 緊急時対応についての研修実施

- ④ 車両積載ボイラーの定期的点検及び排水ポンプ、担架ネット、浴槽の点検
- (4) 広報等活動の実施
 - ① 関係機関へのPR活動
- (5) 設備整備
 - ① 入浴車両の計画的な入れ替えを検討

3 障害者居宅介護等事業実施計画

障がいのある方が自立した日常生活を営むために、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づき、在宅において身体介護、生活援助、※同行援護、移動支援等の多様なサービスを迅速かつ適切に行い、常に利用者の心身の状況や周辺環境を把握した誠実で丁寧な支援に努める。

- (1) サービス提供体制の充実・強化
 - ① サービス提供責任者による訪問介護員へのきめ細やかな指導及び業務管理の実施
 - ② 訪問手順書及びサービス提供マニュアルの定期的な見直し
 - ③ 介護者等に対し、療養や介護に関する助言・指導の実施
 - ④ 効率的な訪問計画の作成と稼働率の向上
 - ⑤ 関係機関との連携
 - ⑥ 緊急時訪問体制の強化
 - ⑦ 同行援護資格取得者の増員
- (2) 職員の資質向上
 - ① 職員一人ひとりの技能に応じた研修計画の作成と実施
 - ② 難病疾患の受入れ体制整備
 - ③ 県内外の研修への参加
 - ④ 自己点検振り返りシートの活用
- (3) 事故防止への取り組み
 - ① 介護事故・車両事事故例、ヒヤリハット事例の収集・分析
 - ② 事故防止策等、緊急時対応マニュアルの見直し
 - ③ 緊急時対応についての研修実施
- (4) 広報活動等の実施
 - ① 定期的なヘルパー紙の発行（年4回）
 - ② 利用者・介護者へのサービス満足度調査の実施

※同行援護とは、移動に著しい困難を有する視覚障がい者の外出等に、訪問介護員が同行し、移動に必要な情報提供、移動の援護その他必要な支援を行う。

4 相談支援事業所おうぎまち（一般相談支援・特定相談支援・障害児相談支援事業）事業実施計画

障がい者（児）の意思を尊重し、自立した日常生活または社会参加を援助するため、様々な基本相談に応じ、必要な情報の提供・助言、障害福祉サービスの利用支援等を行い、行政及び関係機関との連絡調整や権利擁護のための総合的な支援を行う。

- (1) サービス提供体制の充実・強化
 - ① 一般相談支援（地域移行支援、地域定着支援）の実施
入所または入院している障がい者について、地域生活移行のための住居の確保・就労等の相談支援の提供及び地域生活を継続していくため、行政を始めとする関係機関との連携を深め、常時の連絡・支援体制の確保に努める。
 - ② 計画相談支援（特定相談支援、障害児相談支援）の提供
障害福祉サービス等を申請した障がい者（児）について、サービス等利用計画の作成及び支給決定後のサービス等利用計画のアセスメント、モニタリングを行い、利用者の意向に沿ったサービス計画を提供する。
- (2) 職員の資質向上
 - ① 有資格者の確保・育成のため相談支援専門員初任者研修と現任研修への参加
 - ② 市内、県内の各種研修への参加
 - ③ 介護保険のケアマネジャーと情報交換する機会の設定、および介護保険への円滑な引継ぎ
- (3) 事故防止への取り組み
 - ① 事故防止対策等、緊急時対応マニュアルの見直し

5 ゆたか訪問看護ステーション事業実施計画

介護保険または医療保険対象者に、ケアプラン及び主治医の指示に基づき、看護師・作業療法士・理学療法士が訪問し、利用者の病状観察、バイタルチェック、リハビリメニューの作成と実施、療養上の援助及び必要な診療の補助を行う。

また、家族への介護指導等を行い、利用者の生活の質の向上と利用者家族の介護負担軽減を図り、在宅生活が継続できるよう支援に努める。さらに、利用者の身体機能の維持向上を目的とした、フットケアの取り組みを強化する。

- (1) サービス提供体制の充実・強化
 - ① 利用者の病状や状態を把握し、適切な看護サービスの提供
 - ② 利用者への療養指導・介護者に対しての介護指導の実施
 - ③ 作業療法士・理学療法士による個別リハビリメニューの提供
 - ④ 緊急時における、臨機応変かつ柔軟な対応の実施
 - ⑤ 各関係機関との連携及びネットワークの活用
 - ⑥ 訪問計画作成システムの運用
- (2) 職員の資質向上
 - ① フットケア研修会への参加
 - ② 県内外研修への参加
 - ③ 自己点検振り返りシートの活用
- (3) 事故防止への取り組み
 - ① 介護・車両事故、ヒヤリハット事例の収集・分析
 - ② 事故防止策等、緊急時対応マニュアルの見直し
 - ③ 緊急時対応についての研修実施
- (4) 広報活動等の実施
 - ① 利用者・介護者へのサービス満足度調査の実施

○介護支援事業課重点項目

(介護支援第1・2係・地域包括支援係(西地域包括支援センターまちなか・くじらなみ))

- ・ 地域包括支援センターにおける「地域包括ケアシステム」の構築に向けた取り組み(新規)
- ・ 高齢者一人ひとりの思いを受け止め、自己選択・自己決定を支援する相談援助の実施
- ・ 生活に対する意向に基づき、福祉や保健医療などのサービスが総合的かつ適切に提供されるケアマネジメントの提供
- ・ 相談援助を行う専門職としての資質向上

1 居宅介護支援事業実施計画

要介護状態になっても、住み慣れた地域で安心して生活が継続できるようケアマネジャーが、介護に関する相談、要介護認定申請の手続き、ケアプランの作成、福祉用具の購入支援・住宅改修等の環境調整やサービス提供事業者等との連絡調整を行う。また利用者の意向に添いながら多様な保健福祉サービス等が、多様な事業者の中から円滑に提供されるよう利用者・家族の支援に努める。

(1) 法令を遵守したケアマネジメント業務の遂行

- ① 関係機関と連携しながら、適切なアセスメント及びケアプランの作成
- ② 個人情報保護の徹底、マニュアルの遵守

(2) 困難ケースに対して、組織的に取り組むことができる体制の整備

- ① 事例検討会の開催(年4回)
- ② 事例研究及びデータの収集、整理
- ③ 各係ごとの情報共有の推進

(3) 利用者の利便性を重視したサービスの確立

- ① 適切な助言・指導を行うための主任介護支援専門員の配置
- ② 24時間の連絡体制により、利用者への緊急対応の実施
- ③ 利用者に関する情報共有を目的とした会議の開催(週1回以上)

(4) 他職種連携

- ① 関係機関への提言、本会各部署への情報提供及び地域福祉課との協力・連携

(5) ケアプランチェック体制の整備

- ① ケアプラン適正化事業の結果の情報伝達、活用
- ② 自己点検表を作成し、ケアマネジメントの一連の流れのチェック徹底
- ③ 職員間でケアマネジメント業務の内部チェックの実施(月1回)

(6) 職員の資質向上

- ① 事業所運営の改善、サービスの向上を目的とした利用者アンケート調査の実施
- ② 県内外の研修等への積極的な参加
- ③ 係内研修の開催(月1回)
- ④ 主任介護支援専門員の資格取得推進
- ⑤ 利用者の状態像や課題の整理・分析過程を適切に記録し、多職種間で情報の共有が図られるよう記録やプレゼンテーション技術向上を目的とした研修会の開催

2 在宅介護者リフレッシュ事業実施計画

(1) 介護者の集い

介護者が日常の介護から離れ、会食をしながら、介護の悩みを語り合い、心身共にリフレッシュできることを目的に開催する。

(2) 介護者の集い PR 事業（わいがやでのブース活用）

介護に関する講座等の紹介、新しい福祉機器の展示等を行い、介護者の集いを PR する。

3 地域包括支援係事業実施計画（西地域包括支援センターまちなか・くじらなみ運営受託）

介護予防をはじめとした高齢者全般の身近な相談窓口として、高齢者が住み慣れた地域で安心して過ごせるよう包括的支援事業や介護予防事業を実施する。

また、「聴くこと・寄り添うこと・地域と共に歩むこと」をモットーに、介護・医療・福祉の関係者や日常生活支援に携わる地域住民等の連携の拠点として、地域独自の社会資源やネットワークを構築し、多様な高齢者支援が包括的に提供される「地域包括ケアシステム」構築に向けた体制づくりに努める。

(1) 包括的支援事業

① 柏崎市西地域包括支援センターまちなか・くじらなみの運営

ア 公益性・地域性・協働性の3つの基本的視点に立脚したセンター運営

② 総合相談・支援業務

ア 総合相談

イ 実態把握

③ 担当圏域における地域包括支援ネットワークの構築

ア 地域ケア会議の開催

イ 西地域包括支援センター通信の発行（年3回）

④ 市内全域における地域包括支援ネットワークの構築

ア 地域包括支援センター連絡会議（月1回開催）

イ 地域包括支援センター重点活動検討三部会への参加

ウ 高齢者虐待防止ネットワーク会議（年1回）、認知症予防関連事業等への参加

⑤ 権利擁護業務

ア 高齢者虐待の防止および対応

イ 成年後見制度及び日常生活自立支援事業の啓発と利用促進

ウ 老人福祉施設等への措置の支援

エ 消費者被害の防止および対応

⑥ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

ア 高齢者の多様な課題、心身の状態、生活環境、ニーズに応じたケアマネジメント支援

イ 介護支援専門員へのサポート

ウ 関係医療機関の連絡会議への参加

エ 地域における介護支援専門員ネットワークの活用

⑦ 介護予防ケアマネジメント業務

(2) 介護予防事業

① 指定介護予防支援事業（予防給付）

- ア 要支援1・2の方への介護予防ケアマネジメント
- イ 指定居宅介護支援事業者へ業務委託
- ② その他の事業
 - ア 住宅改修費支給に係る理由書作成

○通所介護事業課重点項目

(赤坂山・松波・北条デイサービスセンター・シニアエクササイズ「さんわ」)

- ・ 在宅生活を重視した個別機能訓練と運動器機能向上サービスの提供
- ・ 知識と支援技術を生かした若年性認知症利用者への専門的ケアの提供
- ・ 特色ある事業展開を進めるために専門職として必要な知識の習得

1 通所介護事業実施計画

各デイサービスセンターは、デイサービスに求められるニーズに沿って柔軟、かつ特色あるサービスにつながるよう努めてきているが、多様化する社会情勢の中、決められた枠内の事業実施にもいずれ限界が生じてくる可能性が危惧されている。

そこで、今年度は、利用者の様々な利用目的に応じたサービス提供をより深め、利用者の主体性を引き出し、QOL向上に向けたキメ細やかなサービスがスムーズに展開できるよう、必要に応じて利用者個々のプログラムメニューの見直しを図るとともに、新たな取り組みとしてリハビリ特化型短時間デイサービス事業を拡充することにより、地域における通所介護事業の中核的役割を担っていく。

(1) 赤坂山デイサービスセンター

サービス提供時間：7時間（9時30分～16時30分）

定員数：一般型44名、認知型5名

利用者が生きがいをもって在宅生活を過ごせるよう生活機能の向上に着眼したリハビリメニューを提供するとともに、個々の身体能力を適切に評価したうえで身体状況に合わせた活動を、グループ別に実施する。そして、デイサービスでも自宅でも意識して身体を動かすことによって利用者自身が望む生活が送れるよう、より自立に向けた支援を行う。

① 生活機能向上に着眼した体制づくり

ア 運動への意欲と継続性の意識

(ア) 利用者の身体機能を評価し、個別のトレーニングメニューのプログラム化・提供・実施・評価

(イ) 利用者の自主的な運動への意識づけ

イ 身体機能の評価に基づいたグループ化による効果的な運動メニューの実施

(ア) ストレッチ運動、バランス運動、マシーントレーニング、反射運動、レクリエーション創作活動等のグループ活動実施

ウ 介護者支援

(ア) 介護者向けに介護・介助方法の指導教室の開催

(イ) 自立支援の理解を深める介護者との交流会の実施

② 短時間デイサービス「わかがえーる」の展開

サービス提供時間：3時間（午前／9時30分～12時30分、午後／13時30分～16時30分）

定員数：午前10名、午後10名（入浴なし、食事なしのリハビリ特化型短時間デイサービス）

利用者の生活に着眼したリハビリメニューを作成し、運動器機能向上・個別機能訓練サービスを提供するとともに、生活機能訓練として、買い物等、実際の生活場面の体験を企画、実施、評価することで、利用者自身がリハビリの成果を見極め、運動継続の重要性を意識しながら主体的に在宅生活が送れるよう支援する。

（2）松波デイサービスセンター

サービス提供時間：7時間（9時30分～16時30分）

定員数：一般型30名、認知型7名

高齢者特有の疾病や精神疾患に関する知識や技術を基に、個別ニーズに応じた関わりを持ち、その人らしい生活ができるよう支援する。また、若年性認知症利用者同士の交流の場を新たに確保し、家族支援の会や関係機関との連携を図り、継続的な支援を行う。

① 利用者の身体的機能の維持・向上と自立支援への取り組み

ア 利用者及び介護者の意向を基に、利用者個々の状態に合わせた専門的な個別機能訓練、運動器機能向上サービスの提供

イ リハビリメニューの実施、評価

ウ 医療ニーズの高い利用者への状態観察

② 認知症利用者の柔軟な受入れと継続支援

ア 若年性認知症利用者への支援

（ア）1階の認知型スペースに加え、2階の1室を家族の会や支援者との交流スペースに拡充し、若年性認知症利用者の個別ニーズに応じた支援を提供

（イ）作業や活動を通じた、社会参加への意識付け

（3）北条デイサービスセンター

サービス提供時間：7時間（9時30分～16時30分）

定員数：一般型35名

利用者一人ひとりの身体状態に添ったリハビリメニューを提供する短時間型デイサービスを開始することで、利用者および地域の高齢者にリハビリへの関心を高めてもらうとともに、利用の促進に努める。また、地域交流を積極的に進めるために、活動内容の情報発信や広報活動等を行い、地域に開かれた施設づくりに努める。

① 利用者の身体的機能の維持・向上と自立支援への取り組み

ア 利用者及び介護者の意向を基に、利用者個々の状態に合わせた専門的な個別機能訓練、運動器機能向上サービスの提供

イ リハビリメニューの実施

（ア）リハビリ機を活用した反射運動による身体機能向上トレーニングの実施

（イ）認知力低下予防を目的とした脳トレーニングの実施

② 短時間デイサービス「はつらっクラブ」の実施（新規）

サービス提供時間：3時間30分（10時～13時30分）

定員数：10名（入浴なし、食事ありのリハビリ特化型短時間デイサービス）

看護師、介護職員等が協働して、利用者一人ひとりの状態に合わせた運動メニューを作成し、

運動器機能向上・個別機能訓練サービスを提供し、実施結果を分析、評価していく。さらに、生活機能訓練として、買い物等、実際の生活場面の体験を通して、利用者自身の運動意欲向上につなげる。

(4) シニアエクササイズ「さんわ」 **(新規)**

サービス提供時間：3時間（午前／9時30分～12時30分、午後／13時30分から16時30分）

定員数：午前15名、午後15名（入浴なし、食事なしのリハビリ特化型短時間デイサービス）

利用者の生活課題に重点をおいた、運動メニューを中心に、個別機能訓練、運動器機能向上サービス、生活訓練等を実施し、利用者の身体機能や筋力の維持・向上を図る。また、利用者自身が生活動作や体調の変化に関心を持ち、主体的かつ意欲的な生活ができるよう支援する。

① 運動器機能向上・個別機能訓練サービスの提供

ア 理学療法士、看護師、介護職員等による利用者一人ひとりの状態や生活課題に沿った運動メニューの作成、実施、評価

イ 運動意欲と継続性への意識づけ

生活機能訓練として、買い物等、実際の生活場面の体験を企画、実施することで、利用者自身がリハビリの成果を見極め、運動意欲を持ち、継続することを意識し、主体的な生活が送れるよう自立に向けた支援を行う。

② 外部の専門家（太極拳・フットマッサージ等）による生きがい活動の提供

③ 社会的交流の場の提供

ア 利用者同士の支援力を見守り、相互作用の側面的支援の実施

(5) 介護保険外サービスの実施（短時間デイサービスを除く）

① 理美容サービス

② 時間延長サービス

ア 利用者家族の突発的な事情、冠婚葬祭等に対応するため、時間延長サービスを実施

(6) 職員資質向上（各デイサービス共通）

① 月1回の係内研修

② リハビリに関する外部研修に参加

③ 認知症に関する各種研修への参加

④ 認知症実践者研修および管理者研修

⑤ AEDを活用した救急蘇生法の研修

⑥ 感染症予防の研修

(7) サービス向上への取り組み（各デイサービス共通）

① 利用者アンケート調査

② 苦情・介護事故等の原因分析と再発防止策の検討

(8) 広報活動（各デイサービス共通）

① 社協広報誌「福祉のひろば」、ホームページ、地元新聞、コミュニティ放送等で利用PR

② 月1回利用者介護者向けのデイサービスだよりの発行

③ 年1回市内全戸向けのデイサービスだよりの発行

④ 地域包括支援センターへの情報提供とPR活動

2 生活介護事業（基準該当サービス）実施計画

定員数 5 名とし、障がい者の通所型サービス事業として、赤坂山デイサービスセンター内で実施。
在宅で暮らす障がい者を対象に、食事・入浴・排せつ等の介護及び機能訓練等の生活介護サービスを提供し、心身の機能維持・回復や日常生活動作の改善、社会的孤立感の解消を図る。